相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡中土佐町上ノ加江二六九三番地、最後の住所大阪府岸和田市春木若松町三番七号　被相続人　亡　安並　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

大阪市中央区平野町二丁目二番一四号先春園ビル一〇階

相続財産管理人　山下　良策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市駒ヶ谷三五一番地の三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三宅　俊昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

堺市堺区中瓦町一丁四番二一号第一住建堺東ビル七階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町六丁一八三番地、最後の住所大阪市西成区千本中一丁目三番二―五〇一号　被相続人　亡　北條　常子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区南田辺三丁目二五番地、最後の住所大阪市東住吉区南田辺三丁目二一番二〇号　被相続人　亡　山吹　博信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市汐の宮町二一一番地の二、最後の住所大阪府大阪狭山市西山台一丁目一七番二号　被相続人　亡　土井冨美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

堺市堺区中瓦町一丁四番二一号第一住建堺東ビル七階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区翁橋町一丁九〇番地、最後の住所堺市堺区田出井町一番二―三六〇八号　被相続人　亡　増田　暢男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル二階

相続財産管理人弁護士　久米川良子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市文京町一丁目三五〇番地六、最後の住所香川県坂出市西庄町七九番地一　被相続人　亡　川田ミエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

香川県丸亀市城西町二丁目八番一五号キヘェビル二階

相続財産管理人　山崎壮太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市三川町四丁目一〇六番地、最後の住所熊本県荒尾市四ツ山町二丁目一四番六号　被相続人　亡　石井　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

福岡県大牟田市大字今山二二一八番地二

相続財産管理人　古池　太陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市谷山中央二丁目四四五一番地、最後の住所鹿児島市谷山中央二丁目四四五一番地五　被相続人　亡　佐藤シヅ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

鹿児島市伊敷五丁目三番八号

相続財産管理人　司法書士　新穂　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡西原町字呉屋一一番地、最後の住所沖縄県うるま市字天願一九八三番地

具志川厚生園　被相続人　亡　與儀　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

沖縄県中頭郡西原町字内間四九番地

相続財産管理人　上間　明

公示送達

福岡市橋本土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第一〇三条第一項の規定による福岡市橋本土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第一三三条第一項及び第二項において準用する同法第七七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　大阪府豊中市南桜塚二丁目一〇番二四号

氏名　田貝　絹子

二、通知の内容

土地区画整理法第一〇三条第一項の規定により、福岡市橋本土地区画整理事業の換地計画において定められた事項について、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分します。

教示一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に福岡市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一六〇号）第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に福岡市橋本土地区画整理組合を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に福岡市橋本土地区画整理組合を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙換地処分通知は掲載を省略し、福岡県福岡市西区橋本二丁目一一三五番地所在の福岡市橋本土地区画整理組合掲示板に掲示します。

平成二十二年九月二十八日

福岡県福岡市西区橋本二丁目三番二五号

福岡市橋本土地区画整理組合

理事長　柴田　榮一

株式の売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年九月二十八日

大阪市淀川区十三元今里三丁目一番一〇二号

レジノカラー工業株式会社

代表取締役　野畑　正二

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
浅野　博　大阪市東淀川区東三国町二丁目三七　東淀川駅前団地一九―三二九	普通株式十株券一枚	二C〇〇一五号
	同十株券一枚	二C〇〇一六号
		以　上